

町外のかかりつけ医の先生へ

奥出雲町病児保育事業の利用について

保護者が仕事の都合で子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、一時的に保育する事業です。この病児保育事業は、病児と病後児の下記の子どもが対象です。病児保育施設の利用を希望された場合は、かかりつけ医の先生方の連絡票が必要となりますので、よろしく願いいたします。

なお、連絡票をお渡しになる際には、当日の症状によっては利用できないことがあることをお伝えください。

病後児：病気の回復期であるが集団保育が困難である児

- 1 日常にかかる疾患
 - ア) 鼻水や咳等症状が続き機嫌が悪いが、与薬し安静にすることで回復が見込まれる状態
 - イ) 口内炎や咽頭痛があり食事がとりづらいが、与薬し安静にすることで回復が見込まれる状態
 - ウ) その他日常にかかる疾患について、与薬し安静にすることで回復が見込まれる状態
- 2 下痢および嘔吐症状の疾患感染力がなくなり症状が安定した状態
- 3 気管支炎および喘息などの呼吸器疾患が、与薬し安静にすることで回復が見込まれる状態
- 4 風疹、水痘などの感染性疾患の感染力がなくなり、症状が安定した状態
(麻疹は対象としない)
- 5 骨折等の外傷性疾患：ギブス固定などにより運動制限がある場合

病児：病気の回復期に至らないが当面症状の急変が認められない児

上記の1から5までの状態に達していないが、入院、呼吸困難時の吸入、点滴などの医療行為の必要がなく、当面症状の急変もない状態

【利用できない場合】

- ① 38.5℃以上の発熱が続いている。
- ② 下痢・嘔吐がひどい。
- ③ 脱水症状がある。
- ④ 咳がひどく呼吸困難がある。
- ⑤ 食欲がなく、ほとんど食べたり飲んだりできない。
- ⑥ その他、医師が利用できないと判断した場合。